

蒲郡市電動アシスト自転車購入費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、運輸部門における温室効果ガスの排出量を低減し、もって地球温暖化対策の推進に寄与するため、電動アシスト自転車を購入する者に対し、予算の範囲内において交付する蒲郡市電動アシスト自転車購入費補助金(以下「補助金」という。)に関し、蒲郡市補助金等交付規則(昭和38年蒲郡市規則第17号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助金の受付期間)

第2条 補助金の受付期間は次の期間とする。

- (1) 前期 4月1日から9月30日まで
- (2) 後期 10月1日から翌年3月31日まで

(補助金の交付対象車種)

第3条 補助金の交付の対象となる電動アシスト自転車は、次に掲げる要件をすべて満たすものとする。

- (1) 自ら使用する目的で購入するもの(中古品又は転売品を除く。)
- (2) 道路交通法施行規則(昭和35年総理府令第60号)第1条の3に規定する基準に該当するもの
- (3) 道路交通法施行規則第39条の3に規定する型式の認定を受けるもの
- (4) 前期は、当該年度の4月1日以降、後期は、当該年度の10月1日以降に蒲郡市内の店舗で購入しようとするもの

(補助対象者)

第4条 補助金の交付対象者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 通勤、通学、買物等の日常の移動手段に電動アシスト自転車を積極的に活用し、自動車、自動二輪車又は原動機付自転車等に頼らない生活を実践しようとする者
- (2) 蒲郡市内に住所を有し、かつ、居住している者であって、18歳以上の者
- (3) 市税を滞納していない者

2 前項の規定にかかわらず、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員ではないが暴対法第2条第2号に規定する暴力団と関係を持ちなが

ら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者は、補助の対象としない。

(補助金の額等)

第5条 補助金の額は、電動アシスト自転車本体購入価格（消費税及び地方消費税を含む。ただし、別途に購入する部品等、本体以外のものに係る費用は除く。）に3分の1を乗じて得た額とし、当該額に100円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てた額とする。ただし、当該額が15,000円を超える場合は、15,000円とする。

2 補助金の交付を受けることができる電動アシスト自転車は、1世帯1台とする。ただし、当該電動アシスト自転車の購入日から起算して5年を経過した場合は、さらに別の1台について、補助金の交付を受けることができる。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする補助対象者は、電動アシスト自転車の購入前に、電動アシスト自転車購入費補助金交付申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添え、市長に提出しなければならない。

(1) 電動アシスト自転車購入に係る見積書の写し（見積日、申請者氏名、販売店名及び見積価格が記載されているもの）又はこれに代わる書類の写し

(2) 電動アシスト自転車の仕様が分かるパンフレット等

2 市長は、補助金の交付申請の受付を行い、第2条に規定する受付期間ごとに定める予算の範囲を超えたときは、受付を締め切るものとする。

3 第1項に定める補助金交付申請書は、前期は、当該年度の9月第3金曜日まで、後期は、当該年度の3月第3金曜日までに提出しなければならない。

(交付の決定)

第7条 市長は、交付申請があったときは、その内容を審査し、電動アシスト自転車購入費補助金交付決定通知書（第2号様式）により交付申請をした者に通知するものとする。

(計画変更等)

第8条 前条の規定により補助金の交付決定の通知を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、交付申請した補助事業等の内容について計画変更（中止を含む。）をする場合は、直ちに電動アシスト自転車購入費補助金計画変更等申請書（第3号様式）を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の申請書を受理したときは変更内容を審査し、変更を認める場合は電動アシスト自転車購入費補助金計画変更等決定通知書（第4号様式）により補助事業者へ通知しなければならない。

（実績報告）

第9条 補助事業者は、電動アシスト自転車の購入日から起算して30日以内又は当該年度の3月第4金曜日のいずれか早い日までに、電動アシスト自転車購入費補助金実績報告書（第5号様式）に次に掲げる書類を添え、市長に提出しなければならない。

- (1) 電動アシスト自転車購入に係る領収書の写し（購入日、申請者氏名、販売店名及び購入価格が記載されているもの）又はこれに代わる書類の写し
- (2) 製造メーカーの品質保証書（購入日、申請者氏名、販売店名及び車体番号が記載されていて、補助対象であることが確認できるもの）の写し
- (3) 防犯登録証の写し
- (4) 購入した電動アシスト自転車のTSマーク付帯保険加入書の写し
- (5) 住民票の写し又は申請者の住所が確認できるものの写し（運転免許証等の写し）
- (6) その他市長が必要と認める書類

（補助金額の確定）

第10条 市長は、前条の補助金実績報告書が提出されたときは、その内容を審査し、適当と認める場合は、電動アシスト自転車購入費補助金確定通知書（第6号様式）により補助事業者へ通知するものとする。

（補助金の請求）

第11条 前条の規定により補助金の確定通知を受けた補助事業者は、速やかに電動アシスト自転車購入費補助金請求書（第7号様式）を市長に提出するものとする。

（適正管理）

第12条 補助事業者は、電動アシスト自転車を善良なる管理者の注意をもって管理しなければならない。ただし、天災等その他補助事業者の責めに帰すことのできない理由により、電動アシスト自転車が損傷し、又は消失したときは、その旨を市長に届けなければならない。

（補助金交付の取消し）

第13条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金交付の全部を取り消すことができる。

- (1) 不正の手段により補助金を受けたとき
 - (2) 補助金交付の条件に違反したとき
 - (3) 補助事業者の責めに帰すべき理由により電動アシスト自転車を処分したとき
 - (4) その他市長が不適当と認めたとき
- (補助金の返還)

第14条 市長は、補助金の交付決定を取り消した場合において、当該取り消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、補助事業者に対し、期限を定めてその返還を命ずるものとする。この場合における当該補助金の返還に係る加算金及び遅延利息については、規則第20条の規定を適用する。

(協力)

第15条 市長は、補助事業者に対し、必要に応じて電動アシスト自転車の使用状況に関するデータの提供やその他の地球温暖化防止に必要な市の取組に協力を求めることができる。

(雑則)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。